

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等 新旧対照表

改正後	改正前
<p>4. 袋路状道路（規則第24条第5号ただし書）</p> <p>(1) 袋路状でない場合 区域内道路の一方は、令第25条第1項第2号又は第4号に規定する道路に接続し、もう一方は、4. 0 m以上の幅員を有する道路に接続していること。</p> <p>(2) 避難上支障がない場合 避難上支障がない場合とは、以下の①及び②に該当する場合とする。</p> <p>① 道路配置計画が以下の事項のいずれかに該当すること ア 袋路状道路の終端が、避難用通路、公園等災害時に避難することが可能な公共施設に接続し、かつ、その公共施設が他の道路に接続しているもの。 イ 袋路状道路の終端が、将来計画されている公園等災害時に避難することが可能な公共施設に接続することが予定され、その公共施設が整備事業に着手され、かつ、他の道路に接続する予定のもの。 ウ 開発区域及び周辺地域の地形並びに道路配置状況等によりア及びイとすることが困難であって、開発区域の面積が1, 000㎡未満のもの。 エ 開発区域及び周辺地域の地形並びに道路配置状況等によりア及びイとすることが困難であって、開発区域の面積が1, 000㎡以上3, 000㎡未満のもので、かつ、道路幅員が6 m以上のもの。</p> <p>② 袋路状道路の終端に接続する避難用通路を新たに計画する場合は、町道条例で規定する歩行者専用道路の基準を満たす幅員、構造で設計されていること。</p>	<p>4. 袋路状道路（規則第24条第5号ただし書）</p> <p>(1) 袋路状でない場合 区域内道路の一方は、令第25条第1項第2号又は第4号に規定する道路に接続し、もう一方は、道路構造令第4条第2項に規定する小型自動車が通常通行できる幅員を有する道路に接続していること。</p> <p>(2) 避難上支障がない場合 避難上支障がない場合とは、以下の①及び②に該当する場合とする。</p> <p>① 道路配置計画が以下の事項のいずれかに該当すること ア 袋路状道路の終端が、避難用通路、公園等災害時に避難することが可能な公共施設に接続し、かつ、その公共施設が他の道路に接続しているもの。 イ 袋路状道路の終端が、将来計画されている公園等災害時に避難することが可能な公共施設に接続することが予定され、その公共施設が整備事業に着手され、かつ、他の道路に接続する予定のもの。 ウ 開発区域及び周辺地域の地形並びに道路配置状況等によりア及びイとすることが困難であって、開発区域の面積が1, 000㎡未満のもの。 エ 開発区域及び周辺地域の地形並びに道路配置状況等によりア及びイとすることが困難であって、開発区域の面積が1, 000㎡以上3, 000㎡未満のもので、かつ、道路幅員が6 m以上のもの。</p> <p>② 袋路状道路の終端に接続する避難用通路を新たに計画する場合は、町道条例で規定する歩行者専用道路の基準を満たす幅</p>

(3) 通行上支障がない場合

通行上支障がない場合とは、以下の全てに適合するように設計されている場合をいう。

- ① 袋路状道路の延長は、袋路状ではない道路と接続する箇所と当該袋路状道路の終端部との間が、60m以内であること。
- ② 道路延長が35mを超える場合は、道路の終端部及び35m以内ごとに、「道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準の一部改正について」（平成14年4月1日付、建指第2号）における「令第144条の4第1項第1号ハによる自動車転回広場の基準」に準じた自動車の転回広場が設けられていること。

5. 道路のすみ切りの基準

(1) すみ切り

一定の視距を確保することと円滑な自動車交通を確保するため、歩道のない道路が同一平面で交差し、又は接続する箇所、若しくは歩道（*）のない道路の曲がり角は、適当な長さで街角を切り取ること。

*「歩道」とは、車道と縁石等で分離されている構造で幅員2.0m以上のものとする。

(2) 切り取る長さ

別表のとおりであること。2.0m未満の歩道のある道路の場合は、歩道の切り下げ幅等を勘案して、道路管理者とも協議して別表のすみ切りの長さを調整すること。

また、街角を切り取る場合は、基準で定めるすみ切りの長さを底辺として、切り取る街角が二等辺三角形になるように設計すること。

員、構造で設計されていること。

(3) 通行上支障がない場合

通行上支障がない場合とは、以下の全てに適合するように設計されている場合をいう。

- ① 袋路状道路の延長は、袋路状ではない道路と接続する箇所と当該袋路状道路の終端部との間が、60m以内であること。
- ② 道路延長が35mを超える場合は、道路の終端部及び35m以内ごとに、「道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準の一部改正について」（平成14年4月1日付、建指第2号）における「令第144条の4第1項第1号ハによる自動車転回広場の基準」に準じた自動車の転回広場が設けられていること。

5. 道路のすみ切りの基準

(1) すみ切り

一定の視距を確保することと円滑な自動車交通を確保するため、歩道のない道路が同一平面で交差し、又は接続する箇所、若しくは歩道（*）のない道路の曲がり角は、適当な長さで街角を切り取ること。

*「歩道」とは、車道と縁石等で分離されている構造で幅員2.0m以上のものとする。

(2) 切り取る長さ

別表のとおりであること。2.0m未満の歩道のある道路の場合は、歩道の切り下げ幅等を勘案して、道路管理者とも協議して別表のすみ切りの長さを調整すること。

また、街角を切り取る場合は、基準で定めるすみ切りの長さを底辺として、切り取る街角が二等辺三角形になるように設計すること。